【開示請求の状況(処理の状況)】 ① (次年度に処理を持ち越した事案のうち)延長手続を採っていない事案で30日を超過しているもの

機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に決定されなかった理由	備考
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.31	H19.3.2	29	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。	H19.4.11
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.26	H19.3.27	4	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。	H19.4.17
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.8	H19.3.10	21	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。	到着し次第、開示 決定の予定
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.19	H19.3.21	10	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。	H19.4.3
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.20	H19.3.22	9	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。	到着し次第、開示 決定の予定
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.20	H19.3.22	9	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。	H19.4.20
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.28	H19.3.30	1	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。	H19.4.9
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.28	H19.3.30	1	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。	H19.4.9
国土交通省	行政文書の作成理由に関する開示請求	H18.9.27	H18.10.27	155	地震や台風等の災害対応業務が多忙を極めている事に 加え、対象となる行政文書の特定に時間を要しているた め。	

### ② (次年度に処理を持ち越した事案のうち)延長手続を採っている事案で、延長した期限を過ぎているもの

機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	期限までに決定されなかった理由	備考
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.26	H19.3.27		対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため	H19.4.17

【開示請求の状況(開示決定等の状況)】 ③(今年度に行った開示決定等のうち、延長手続を採らなかった事案に係るもので)30日以内に決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
法務省	外国人出入国記録マスタファイル	H17.10.19	H18.5.8	H18.6.2	25	補正期間を明示せずに補正を求めていたところ、開示請求者が転居先不明となり、補正に応じないことが明らかになった日の特定の判断が遅れたため。
	日本人出帰国記録マスタファイル	H18.7.31	H18.9.1	H18.9.4	3	補正期間の計算を誤ったため。
	請求者本人が、1991年から2001年末までに、 中華人民共和国により、何らかの不品行を指 摘を受け、国家的な批判を受けたことが有るか 否か分かるもの。	H18.12.11	H19.1.10	H19.3.19	68	2006年10月の安倍総理訪中以後2007年4月の温家宝総理訪日に至るまで、計4回の首脳会談、計5回の外相会談をはじめ様々なレベルで日中間の対話・交流が頻繁に展開され、担当課において、開示請求以外の他の事務が著しく繁忙であったため。
国税庁	所得税確定申告書に係る保有個人情報開示請求	H18.7.14	H18.8.14	H18.8.23	9	決定通知の発送に当たって、開示請求者から「来署して是非とも 受け取りたい」旨の強い申し出があったことから、署においては 決定期限の説明を十分に行った上で、開示請求者の意思を尊重 し、やむなく保有していたものである。 その後、開示請求者が来署しなかった(署に連絡がなく転居して いたことが判明。第三者に通知が届くことを懸念し、新しい住所を 確認した)ため、結果的に未通知の状況で決定期限を徒過してし まった。
	個人事業の開廃業届出書に係る保有個人情報開示請求	H18.8.4	H18.9.4	H18.9.5	1	決定通知の発送に当たって、開示請求者から「来署して是非とも 受け取りたい」旨の強い申し出があったことから、署においては 決定期限の説明を十分に行った上で、開示請求者の意思を尊重 し、やむなく保有していたものである。 その後、開示請求者が来署しなかったため、結果的に未通知の 状況で決定期限を徒過してしまった。
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H18.1.27	H18.2.26	H18.4.20	53	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.2.17	H18.3.19	H18.4.3	15	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.2.28	H18.3.30	H18.4.14	15	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H18.3.9	H18.4.8	H18.6.1	54	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.3.22	H18.4.21	H18.4.27	6	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.3.22	H18.4.21	H18.5.9	18	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.3.29	H18.4.28	H18.5.19	21	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.4.3	H18.5.3	H18.5.16	13	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.4.11	H18.5.11	H18.5.26	15	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.4.14	H18.5.13	H18.5.17	4	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.4.14	H18.5.13	H18.8.7	86	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.5.24	H18.6.23	H18.7.11	18	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.6	H18.7.6	H18.7.10	4	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.6	H18.7.6	H18.7.10	4	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.8	H18.7.8	H18.8.14	37	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.9	H18.7.9	H18.7.20	11	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.15	H18.7.15	H18.7.20	5	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.23	H18.7.23	H18.9.28	67	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.23	H18.7.23	H18.10.20	89	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.26	H18.7.25	H18.8.7	13	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.26	H18.7.25	H18.8.7	13	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.7.12	H18.8.11	H18.8.31	21	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.7.12	H18.8.11	H18.8.31	21	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.7.14	H18.8.13	H18.11.20	99	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.8.2	H18.9.1	H18.9.6	5	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.8.18	H18.9.17	H18.10.26	39	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.8.22	H18.9.21	H18.11.22	62	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H18.8.29	H18.9.28	H18.10.20	22	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.9.12	H18.10.12	H18.10.20	8	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.9.20	H18.10.10	H18.11.2	23	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.10.13	H18.11.12	H18.11.14	2	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.10.4	H18.11.3	H18.12.25	52	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.11.9	H18.12.8	H18.12.18	10	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.11.9	H18.12.8	H18.12.18	10	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.11.9	H18.12.8	H18.12.18	10	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.11.9	H18.12.8	H18.12.18	10	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.11.22	H18.12.22	H18.12.26	4	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.12.1	H18.12.31	H19.1.16	16	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.12.15	H19.1.14	H19.1.16	2	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.5	H19.2.4	H19.2.6		第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.11	H19.2.10	H19.2.14	Д Д	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.11	H19.2.10	H19.2.14		第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.22	H19.2.20	H19.3.6		対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.23	H19.2.22	H19.3.30		対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.5	H19.3.7	H19.3.14		対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.22	H19.3.24	H19.3.30		第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。

## ④(今年度に行った開示決定等のうち、延長手続を採った事案に係るもので)延長した期限までに決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	期限までに決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等開示請求	H18.6.27	H18.8.26	H18.9.11	1 10	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等開示請求	H18.7.7	H18.8.6	H18.9.7	32	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等開示請求	H18.10.17	H18.12.18	H19.1.31		対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等開示請求	H18.11.22	H19.1.22	H19.1.31		対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等開示請求	H18.12.6	H19.2.5	H19.2.28		対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】 ⑤(今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が)90日超のもの

機関名	件名	答申年月日	決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
法務省	旧司法試験第二次試験ファイル	H18.8.4	H19.3.26	234	本件は、先例がなく、不開示条項該当性の解釈について慎重な 検討を加える必要があり、かつ、他の複数の情報公開案件(訴 訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため。
	本人に係る特定刑事施設における検査等に係 る診療録等の不開示決定(適用除外)に関する 件	H17.11.29	H18.4.25	147	他に多数の不服申立て案件を審査中であり、当該案件に係る 審査事務、情報公開・個人情報保護審査会対応事務を並行し て行っていたため。
	平成17年10月25日に開示請求者が行った在 留資格変更許可申請に係る入管当局の作成し た意見書及びその判断となった書類一式		H18.10.3	156	類似案件(審査請求)の状況をうかがっていたため。
厚生労働省	離職票補正願	H17.9.6	H18.8.1	329	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく多忙であるため。
	求職票	H18.1.16	H18.4.19	93	事案が複雑であり、検討に時間を要したため。
	職業安定局総務課首席職業指導官室保有文書	H17.11.4	H18.4.19	166	不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく多忙であるため。
	請求人の申告に係る申告処理台帳	H18.3.14	H18.11.7	238	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の 精査及び開示・不開示の検討に時間を要したため。
	請求人の申告に係る行政指導文書	H18.2.21	H18.11.7	259	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の 精査及び開示・不開示の検討に時間を要したため。
	請求人の申告に係る関係書類中、労働時間の 集計表ほか会社が提出した書類一切	H17.12.9	H18.11.7	333	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の 精査及び開示・不開示の検討に時間を要したため。
	請求人の申告に係る申告処理台帳、聴取書、 行政指導文書及び指導に対する報告書	H18.2.7	H18.11.7	273	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の 精査及び開示・不開示の検討に時間を要したため。
	請求人の申告に係る申告処理台帳等	H18.2.16	H18.11.7	264	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の 精査及び開示・不開示の検討に時間を要したため。

機関名	件名	答申年月日	決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	事業所提出の請求人に係るタイムカード及び 運転日誌	H18.1.26	H18.8.7		不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため。
	東京労災病院提出の意見書及び添付資料	H17.8.24	H18.9.8	380	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要したため。
国土交通省	自動車の変更登録等に係る申請書及び添付書 類等の不開示決定	H17.10.17	H19.1.15	455	複数の組織に関する文書の不存在に対する事案であったため、各組織において当該文書の探索などの事実関係の確認に時間を要したため。
	再審査請求書に関連する文書等の不開示決定	H18.3.23	H18.12.26	278	所管の業務が繁忙であった事に加えて、事案の内容について 慎重に検討を行う必要があり、事務処理の手続きが遅れたた め。
	請求人が申告した苦情等に関する情報の不開示決定	H18.8.21	H19.2.23	186	弁明書・反論書等の行政不服審査法に基づく手続に時間を要 したため。

⑥(調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が)90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
法務省	平成18年度に実施された新司法試験における申請人の労働法の答案及びその採点を示す文書		116	本件は、先例がなく、不開示条項該当性の解釈について慎重な 検討を加える必要があり、かつ、他の複数の情報公開案件(訴 訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
法務省	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.8	113	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.8	113	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.8	113	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
厚生労働省	雇用保険離職証明書 (渋谷職業安定所)	H18.2.9	415	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく多忙であるため。	

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	申告内容及び処理経過 (横浜職安)	H18.3.14	382	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、各事案を個別に 判断し一件当たりの処理に時間を要するため。また、不服申立てに係 る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	申告内容及び処理経過	H18.3.9	387	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、各事案を個別に 判断し一件当たりの処理に時間を要するため。また、不服申立てに係 る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	広島労働局に申請した助言・指導処理票	H18.8.7	236	国会業務、法改正に係る業務が度重なり、所管業務が著しく多忙であったため。	
	飯塚労基署労働相談コーナーにおいての相談 内容が記載された労働相談票	H18.7.7	267	国会業務、法改正に係る業務が度重なり、所管業務が著しく多忙であったため。	
	助言・指導処理票	H17.10.18	529	国会業務、法改正に係る業務が度重なり、所管業務が著しく多忙であったため。	
	労働者死傷病報告	H18.11.21	130	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったこと。	
	災害調査復命書及び添付資料	H18.11.21	130	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったこと。	
	労働者死傷病報告	H18.2.23	401	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったこと。	
	災害調査復命書及び関係書類	H18.2.22	402	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったこと。	
	請求人の申告に係る申告処理台帳及び監督復命書	H18.8.7	236	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の 精査及び開示・不開示の検討に時間を要しているため。	
	請求人の申告に係る書類一切	H18.6.20	284	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の 精査及び開示・不開示の検討に時間を要しているため。	
	労災不支給に係る審査決定書資料のうち乙1 ~38号証及び丙1~6号証	H18.12.19	102	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚牛労働省	労災不支給決定に係る同僚からの聴き取り内容、専門医意見書及び調査復命書	H18.9.27	185	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	労災(療養)不支給に係る調査復命書、調査票 及び請求人申立書、賃金台帳、出勤簿、欠勤 簿(名古屋北労基署)	H18.9.13	199	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	労災不支給決定に係る調査復命書及び主治 医、協力医意見書(都城労基署)	H18.9.1	211	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	労災保険決定に係る調査復命書(青梅労基署 収集の意見書、カルテ、聴取書、精神部会意見 書等決定に係る資料)	H18.8.14	229	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	渋谷労基署での障害等級決定調査復命書及 び添付書類(医師診察結果・意見書含む)	H18.7.24	250	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	渋谷労基署での労災給付調査に係る主治医意 見書及び診断書	H18.7.24	250	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	刈谷労基署に請求した休業補償給付に関する 調査結果復命書及び調査票	H18.7.14	260	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	労災不支給決定実地調査復命書、事業所提出 資料(半田労基署)	H18.7.10	264	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	決定書(大基審17-126)記載の乙1~38号証、 丙1~7号証	H18.6.12	292	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	労災不支給決定に係る調査復命書	H18.6.5	299	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	労災遺族補償及び葬祭料請求に関し不支給決 定とした調査復命書、添付書類	H18.5.26	309	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	障害等級決定に係る医師意見書及び調査復命 書等	H18.4.17	348	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	受診医師の意見書(大田労基署調査分)	H18.3.22	374	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	遺族補償一時金、特別支給金、特別一時金請 求書及び添付書類並びに調査結果復命書及 び資料	H18.3.1	395	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	労災給付調査結果復命書	H18.2.23	401	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	労災給付不支給決定調査復命書及び関係資 料(千葉労基署)	H18.1.4	451	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	労災保険不支給決定に係る局医意見書及び調 査結果復命書	H17.10.7	540	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。	

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
社会保険庁	障害年金診断書	H18.1.27	429	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	脱退手当金受取記録原票	H18.6.8	297	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	請求者が提供した医療機関に関する情報提供 資料等	H18.7.28	216	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	請求者が提供した医療機関に関する情報提供資料等	H18.12.7	115	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	請求者が提供した医療機関に関する情報提供 資料等	H18.12.13	109	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
国土交通省	請求人が指定した書類等の利用目的に関する 情報の不開示決定	H18.2.20	404	占用料改定に伴う道路法施行令改正業務の業務が多忙を極めている 事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がな されており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要 しているため。	
	請求人が指定した書類に関する開示決定	H18.2.28	396	占用料改定に伴う道路法施行令改正業務の業務が多忙を極めている 事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がな されており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要 しているため。	
	請求人が指定した情報に関する不開示決定	H18.3.20	376	地震や台風等の災害対応業務が多忙を極めている事に加え、類似の 事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容に ついて処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。	
	河川事務所にかかる工事等関係全文書のうち 請求人に関する文書の不開示決定	H18.12.5	116	類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。	

⑦(今年度に行った決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに要した日数が)60日超のもの

機関名	件名	答申年月日	裁決·決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
	開示請求人に係る人権侵犯事件記録(東京法 務局平成7年第3号及び同平成7年第4号)	H18.9.1	H18.12.20	110	答申を受けた後に、当初の開示決定に基づき実施した開示情報に不備があったことが判明したため、開示した保有個人情報の確認をした後、裁決を行ったため。
	開示請求人に係る人権侵犯事件記録(東京法務局平成7年第3号, 同平成7年第4号及び同平成7年第5号)	H18.9.1	H18.12.20	110	答申を受けた後に、当初の開示決定に基づき実施した開示情報に不備があったことが判明したため、開示した保有個人情報の確認をした後、裁決を行ったため。
	開示請求人に係る人権侵犯事件記録(東京法務局平成7年第3号、同平成7年第4号及び同平成7年第6号)	H18.9.1	H18.12.20	110	答申を受けた後に、当初の開示決定に基づき実施した開示情報に不備があったことが判明したため、開示した保有個人情報の確認をした後、裁決を行ったため。

機関名	件名	答申年月日	裁決·決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	離職票補正願	H18.12.14	H19.3.20	96	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく多忙であるため。
	本人に係る大学病院に対しての指導と返還等 の指示事項等の一部開示決定に関する件	H18.4.20	H18.7.5	77	国会業務及び所管業務が著しく繁忙であったため。

### ⑧(調査日現在、審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中の事案のうち、答申を受けてからの経過日数が)60日超のもの

機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
厚生労働省	申告処理台帳中の請求人宛労働条件通知書	H18.10.19		所管業務が著しく繁忙であったことに加え、答申を踏まえた対応 の検討に時間を要しているため。	

【訂正請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】 ⑨(調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が)90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	診療録、看護記録	H18.3.17	379	審査請求人の主張する事項について確認に時間を要しているため。	
	17.10.3発生の業務災害療養給付実地調査復 命書一式	H18.10.17	165	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。	

【訴訟の状況】 ⑩ 訴訟の状況

## 〈第1審〉

# 1. 今年度中に提訴された事件

7 1 12	. ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	11		
機関名 提訴年月日		裁判所	事件番号	行政庁
法務省	H19.2.8	神戸地方裁判所	19(ワ)第457号	大阪矯正管区長
<b>运伤</b> 官	H19.2.26	東京地方裁判所	19(行ウ)第113号	東京矯正管区長
厚生労働省	H18.4.6	静岡地方裁判所	18(行ウ)第5号	静岡労働局長

### 2. 今年度中に言渡された判決

機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
社会保険庁	大阪地裁	17(行ウ)170	社会保険庁		< 不開示決定処分取消請求事件> 対象:請求人の厚生年金に関して社会保険庁 の保有する全ての個人情報 争点:請求対象となった個人情報の特定の可 否等		控訴(18(行コ)99)

# 3. 今年度中に取り下げられた事件

機関名	裁判所	事件番号	行政庁	取下げ
厚生労働省	静岡地裁	18(行ウ)5	静岡労働局長	H18.5.25

# 〈控訴審〉

# 4. 今年度中に言渡された判決

機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
社会保険庁	大阪高裁	18(行コ)99	社会保険庁		< 不開示決定処分取消請求控訴事件> 対象:請求人の厚生年金に関して社会保険庁 の保有する全ての個人情報 争点:請求対象となった個人情報の特定の可 否等	控訴棄却	上告(19(行ツ)123)